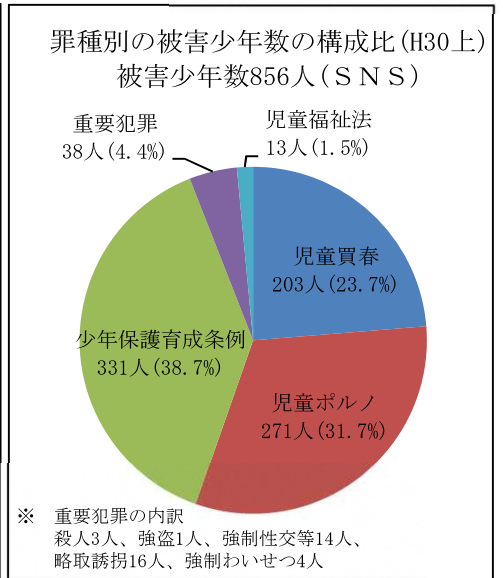
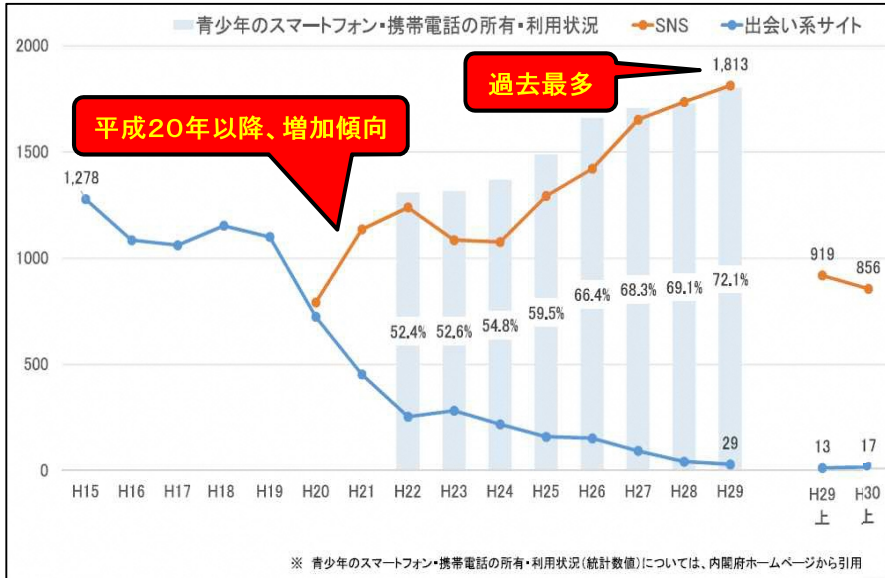


少年の犯罪被害・非行の状況 (インターネット関連)



熊本県警察本部少年課

1 SNS等に起因する事犯の被害少年数(全国)



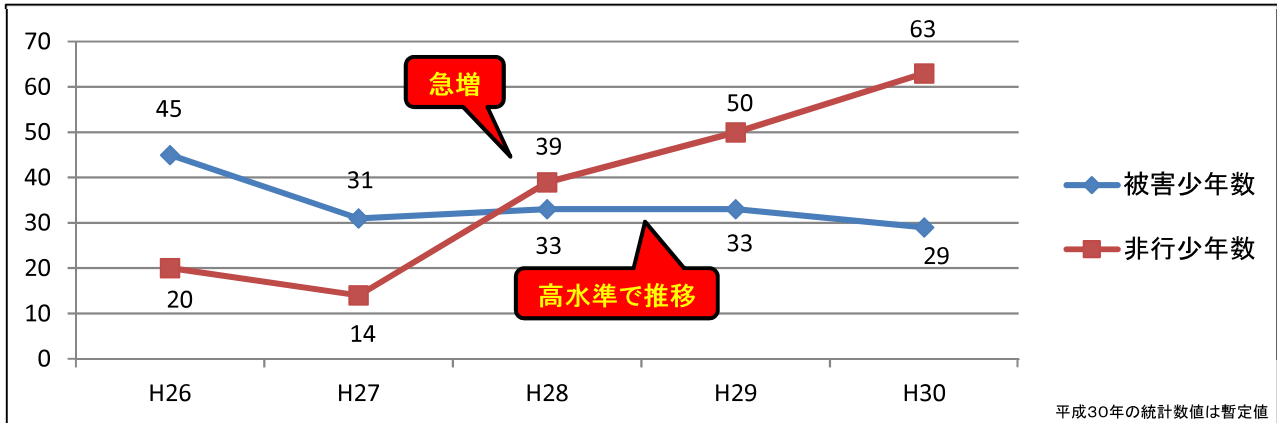
警察庁統計資料より

SNSに起因する事犯の被害少年の状況

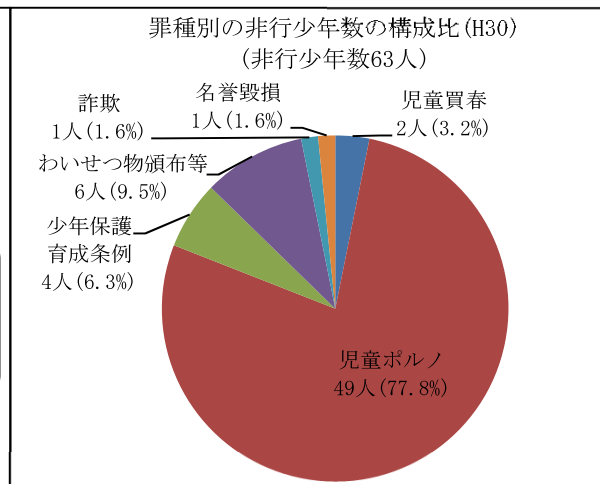
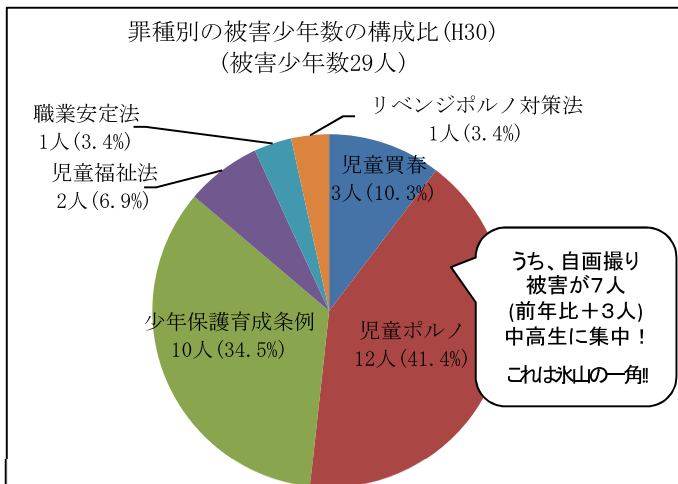
- 被害少年の約9割がアクセス手段としてスマートフォンを利用
- 被害少年の約9割が被害時にフィルタリングの利用なし(被害当時の利用状況が判明した被害少年に限る。)

2 SNS等に起因する福祉犯の被害少年数とインターネット利用の非行少年数(熊本県)

※ 福祉犯とは、少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える犯罪をいう。統計数値については、県外居住の少年を含む。



平成30年の統計数値は暫定値



- 被害少年の半数以上が児童買春又は児童ポルノの被害
- 自己のわいせつ画像をネット上に投稿する児童ポルノの公然陳列罪の検挙が増加

3 サイバー補導

警察では、インターネットに起因した犯罪被害から少年を守るため、サイバーパトロールにより、少年が援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを発見した際、交信を行い、少年と直接会って指導する「サイバー補導」を実施しています。

○ 学職別補導人員

区分 年次	書き込み 発見数	総数 (人)	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年
			H30	132	11	1	8
H29	149	10	1	8	1	0	0
H28	201	16	2	6	0	4	4
H27	141	13	0	7	2	2	2
H26	265	12	1	5	2	2	2

- ・平成26年以降、毎年10人以上の少年を補導し、全てが女子
- ・平成30年中、補導した少年のうち7割以上が高校生

スマホの約束6か条

- あ 会わないで！（知らない人と）
- と 撮らないで！（自分の裸を）
- が 画像を送らないで！
- こ 個人情報を載せないで！
- わ 悪口を書き込まないで！
- い いじめないで！（ネットを使って）

フィルタリングを必ず利用しましょう！

子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①②③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①②③のフィルタリングが可能です。

① 携帯電話回線による接続
② 無線LAN回線（Wi-Fi）による接続
③ アプリによる接続

使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の年齢に応じた制限レベルを設定しましょう。
※iPhoneでのアプリ制限や利用時間制限は、端末の設定を行う必要があります。

警察庁広報資料より

4 少年を犯罪被害やトラブルから守るために

少年のスマートフォン等の利用については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び熊本県少年保護育成条例により、

- **携帯電話会社と契約代理店の義務** 自画撮り被害の増加などの背景により、法律・条例が改正!!
携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、使用者が少年か否かの確認、フィルタリングの必要性と内容の説明、フィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）
- **保護者の責務**
フィルタリング利用等によるインターネット利用の適切管理

が定められています。

また、近年、不当な手段により、少年が自身の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、その画像をメール等で送られる自画撮り被害が増えている現状を受けて、同条例が一部改正（平成31年4月1日から施行）され、児童ポルノ画像入手前の要求を行った段階で処罰の対象になることが明記されました。

児童ポルノ被害は、被害少年の画像がインターネット上に流出する危険性が高く、一度流出した画像は回収がほぼ不可能となり、将来にわたって少年を苦しめる要因になります。



家庭や学校での教育に役立てていただくため、熊本県、熊本県教育庁、熊本市教育委員会の協力を得て、「スマホに弱い大人の教科書」を制作しました。

熊本県警察ホームページに公開中！

<http://www.pref.kumamoto.jp/police/>

（安全な暮らし⇒肥後っ子サポートセンター内）



QRコードから直接サイトに接続することができます。